

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 156 号（諮問第 171 号）

件名：警察署長あてに提出した損害賠償請求書についての不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和元年 6 月 4 日

2 原処分

令和元年 7 月 18 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る「私と兄の連名で稲沢警察署あてに提出した損害賠償請求書について ②回答文書の写し」の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和元年 8 月 8 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和元年 11 月 20 日

5 審議会の結論

処分庁が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、平成 26 年 10 月 9 日に稲沢警察署副署長が審査請求人と電話で話した際及び同年 11 月 7 日に稲沢警察署副署長

が審査請求人と面談した際、審査請求人は書面で回答が欲しい旨申し立てたため、稲沢警察署において検討した結果、文書により回答をするとの法的な義務はなく、あえて文書による回答をする必要はないと判断し、回答文書の作成はしなかったとのことである。

当審議会において、損害賠償請求と題する文書の対応に関する事実関係調査結果が記載された文書を確認したところ、稲沢警察署において、「文書による回答にあつては、法的義務はなく、」「あえて文書による回答は不要と判断される」と記載されていることが認められた。これらのことからすれば、回答文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(2)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。